

議第55号

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例の制定について
京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

京都市長 松 井 孝 治

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例
京都市地球温暖化対策条例の一部を次のように改正する。

前文のうち第6項中「二酸化炭素排出量正味ゼロ」を「二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出の量が実質ゼロ」に改め、第7項中「二酸化炭素排出量正味ゼロ」を「温室効果ガス排出量実質ゼロ」に改める。

第1条中「二酸化炭素排出量正味ゼロ」を「温室効果ガス排出量実質ゼロ」に、「二酸化炭素の排出」を「温室効果ガスの排出」に、「よる二酸化炭素」を「よる温室効果ガス」に改める。

第3条第1号中「二酸化炭素排出量正味ゼロ」を「温室効果ガス排出量実質ゼロ」に改める。

第4条中「、令和12年度までに」を削り、「平成25年度の本市の区域内における温室効果ガスの総排出量からその40パーセントに相当する量以上の量を削減した」を「次の各号に掲げる年度までに、当該各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 令和12年度 平成25年度の本市の区域内における温室効果ガスの総排出量（以下「基準年度排出量」という。）からその46パーセントに相当する量以上の量を削減した量
- (2) 令和17年度 基準年度排出量からその60パーセントに相当する量を削減した量
- (3) 令和22年度 基準年度排出量からその73パーセントに相当する量を削減した量

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

温室効果ガスの総排出量の削減目標を改める等の必要があるので提案する。